

「ジェネリック医薬品のお知らせ」 の送付について

当健康保険組合の令和 6 年度のジェネリック医薬品使用率は、90.5%となり、令和 5 年度の 84.1%より 6.4 ポイント上昇しました。

また、ジェネリック医薬品に切替えていただいた方の医療費削減効果は、令和 6 年 11 月、12 月、令和 7 年 1 月の 3 か月で約 1,960 万円となりました。

本年度も 10 月下旬に、自己負担額の軽減が見込める方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りいたしますので切替えにご協力お願いいたします。

よろしくお願いします

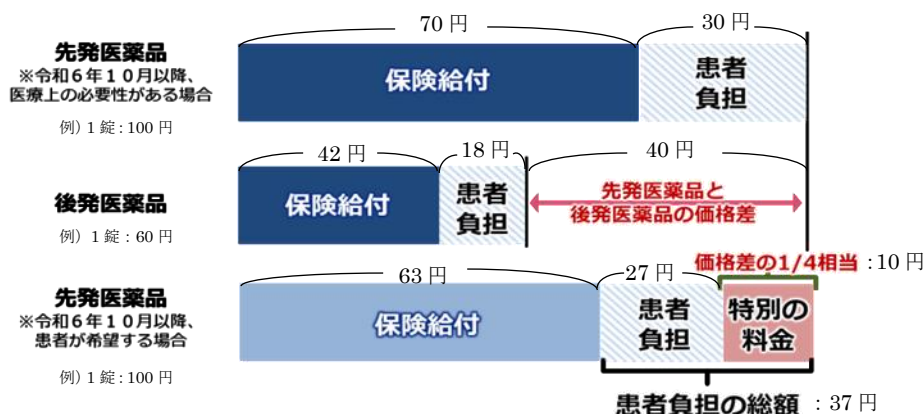


長期収載品の選定療養が始まっております

令和 6 年 10 月より医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（選定療養）が加算されております。

自治体の子ども医療助成等を受けて、窓口負担がない場合でも、特別の料金（選定療養）は発生します。

※長期収載品とは、既に特許が切れている等でジェネリック医薬品が発売されている先発薬のことで、薬価基準に長期間収載されていることから「長期収載品」といいます。



詳しくはこちら↓
厚労省ホームページへ



※「特別の料金」は課税対象であるため、別途消費税がかかります。

※後発医薬品が複数存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

ご不明の点は給付課（TEL 03-3861-1853）までお問い合わせください。

使ってみようマイナ保険証

活用しようマイナポータル！！

マイナ保険証があってよかった！

■飲んでる薬の名前がわからない

過去の診療・お薬情報を正確に覚えていなくても、医師・薬剤師がデータで確認でき、よりよい医療を受けます。

予期せぬ、副作用を未然に防ぐことができます。

■マイナ救急

2025 年 10 月より全国展開

救急車を呼ぶような緊急時に、傷病者が会話できない状況でも、マイナ保険証があれば正確な医療情報を救急隊員へ伝えることができます。

一刻を争う場面で、より早く・より適切な処置や搬送先医療機関の選定が可能になります。



■入院で医療費が高額になった

マイナ保険証なら、医療機関でオンライン資格確認ができるため、限度額適用認定証の事前申請が不要です。自己負担限度額を超える分がその場で差し引かれます。



■医療費控除の申請をするとき

マイナ保険証を使えば、マイナポータルから医療費情報を確定申告書に自動入力でき、作業がラクになります。



マイナポータルでできること

■確定申告がスムーズに

医療費控除等の確定申告は毎年2月15日～3月15日の期間に、前年1月～12月診療分の申告を行います。マイナポータルの医療費通知情報は、診療月から2か月後の11日頃に、いち早く取得・確認することができます。

(12月診療分は、2月11日頃に確認可能)

24時間365日いつでも、医療費情報をダウンロードすることが可能です。

また、e-Taxと連携すれば、ダウンロードしたファイルは、自動入力されるため、確定申告がラクになります。

マイナポータルなら余裕をもって
確定申告が行えます！

■ぴったりサービスを利用できる

役所に出向くことなく、各市町村の子育てや介護をはじめとする各種行政サービスの検索、およびオンラインでの申請や届出ができます。

例) 妊娠の届出、保育園の申し込み、引っ越しの手続きなど

(※自治体によって表示される手続きは異なります)

■あなたの情報を確認できる

世帯情報、税情報、予防接種記録など、地方公共団体や国の行政機関が保有するあなたの情報を確認できます。

マイナポータルの操作方法等詳しくは、
「マイナポータルを活用しよう」をご覧ください

